Ⅲ 施策紹介

河川空間のバリアフリー化







施策概要

河川の近隣に病院や老人ホーム、福祉施設などが立地している地区や、高齢化の割合が著しく高い地域等において、水辺に アプローチしやすいスロープや手摺り付きの階段、緩傾斜な堤防の整備等のバリアフリー化を実現し、高齢者、障害者、 子ども等を含む全ての人々が安心して河川を訪れ、憩い楽しめる河川空間を創出します。

■常呂川(北海道)



例

■福祉の川づくり 荒川 (東京都)







河川防災ステーションの整備

まちづくり





施策概要

河川防災ステーションは、出水時には水防活動の拠点と なり、地震時には避難場所、あるいは、支援活動の拠点 や物資輸送の基地、ヘリポートとして活用でき、災害が 発生した場合には迅速な復旧を行う基地となります。平 常時はレクリエーション空間、コミュニティスペース等 として多目的に活用できます。こうした河川防災ステー ションを地方自治体と連携をして整備します。



例

■吉野川(徳島県石井町防災ステーション)



平常時における利用状況



桜づつみモデル事業

まちづくり





施策概要

河川の堤防を広げるとともに桜等の並木をつくり、地域住民にやすらぎある水辺空間の整備を行います。河川管理者が堤防を広げ、市町村が植樹や水辺空間に親しむことができる施設などの整備を行います。



■信濃川(新潟県)



■筑後川(福岡県)





制度の仕組み

モデル事業の申請(河川管理者及び市町村長)

モデル事業の認定(国土交通省河川局長)

モデル事業の実施(河川管理者及び市町村長)

水辺空間の保全・活用

●イメージ



ふるさとの川整備事業

まちづくり





施策概要

川沿いのまちづくりと河川改修を一体的に行うことにより、周辺の自然的・歴史的・社会的環境にあわせた「まちの顔」となる良好な水辺空間の整備を行います。



制度の仕組み

整備河川の申請(河川管理者及び市町村長)

整備河川の指定(国土交通省河川局長)

整備計画の策定(河川管理者及び市町村長)

整備計画検討委員会等 学識経験者、都道府 県河川管理者、市町 村地域代表団体

整備計画の認定(国土交通省河川局長)

整備の計画的実施(河川管理者及び市町村長)

水辺空間の保全・活用



■知利別川(北海道)



Ⅲ 施策紹介

マイタウンマイリバー整備事業

まちづくり





施策概要

大都市等の中心市街地及びその周辺部の河川のうち、改修が急務でありかつ良好な水辺空間の整備の必要性が高く、また周辺の市街化の状況等からみて、沿川における市街地の整備とあわせて河川改修を進めることが必要かつ効果的と考えられる河川について、水辺環境の向上に配慮した河川改修を行います。



制度の仕組み

整備河川の指定申請(都道府県知事及び市長)

整備河川の指定(国土交通省河川局長)

整備計画の策定(都道府県知事及び市長)

整備計画の認定 (国土交通省都市・地域整備、河川、道路、住宅局長)

整備事業の実施

水辺空間の保全・活用(国・都道府県知事)



事 例



■堀川(名古屋市)



水辺プラザの整備







施策概要

川沿いにある市町村の交流拠点と連携して、地域交流の拠点にふさわしい水辺空間として、堤防の緩傾斜化、親水護岸、水辺の広場調整等を行います。これにより、水辺に「にぎわい」を創り出し地域交流・連携を進め、「まちおこしの拠点づくり」を支援します。



制度の仕組み

整備河川の登録申請(河川管理者及び市町村長)

整備河川の登録(国土交通省河川局長)

交流拠点整備と河川整備の調整 (河川管理者及び市町村長)

市町村の交流拠点と合わせて事業実施 (河川管理者及び市町村長)

水辺空間の保全・活用



整備計画検討委員会等

学識者·地方整備局· 都道府県·市·地域

代表団体等

事 例

●イメージ



■北上川水系旧北上川(宮城県)





「子どもの水辺」再発見プロジェクト

まちづくり





施策概要

地域の市民団体、教育関係者、河川管理者等が一体となって、身近な河川を利用した環境学習、自然体験活動の推進を図ります。(国土交通省、文部科学省、環境省連携プロジェクト)

2

制度の仕組み

子どもの水辺連絡会

・都道府県教育委員会

- ・河川管理者
- ・都道府県環境部局

(事務局:いずれか一つが担当)

(都道府県単位)

了· 登

「子供の水辺」を 登録したことを報告

子どもの水辺協議会

- ·市区町村教育委員会
- ・河川管理者 ・市民団体等
- (事務局:いずれか一つが担当)

河川管理者が 「子どもの水辺」を 登録



情報発信、資機材の提供、 市民団体等の コーディネート等、 さまざまな支援

~子どもの水辺サポートセンター

事 例



■近木川(大阪府)



■大入川(愛知県)

水辺の楽校プロジェクト

まちづくり





施策概要

「子どもの水辺」として登録した箇所において、安全に水辺に近づきやすくするための河岸整備や、瀬、淵、ワンド等の自然環境の備えなど、水辺での活動をより一層推進するために必要な整備を実施します。



制度の仕組み

③ 事 {

「子どもの水辺」に登録

(河川管理者→子どもの水辺サポートセンター)



河川整備が必要な場合

(子どもの水辺協議会が)「水辺の楽校構想」作成

-・子どもたちの水辺での遊びや自然体験活動に関するプラン・プラン実施のために必要となる整備内容及び箇所

「水辺の楽校」登録申請

(市区町村→河川局長「都道府県経由])

水辺整備の実施・運営



46

Ⅲ 施策紹介

地方特定河川等環境整備事業





施策概要

河川管理者が行う改修事業等と合わせて地方公共団体が単独事業として実施する緑地、公園、運動場等の整備事業で、水と緑豊かな生活環境を創造し、活力ある地域づくりを推進します。



制度の仕組み

整備計画策定(地方公共団体)

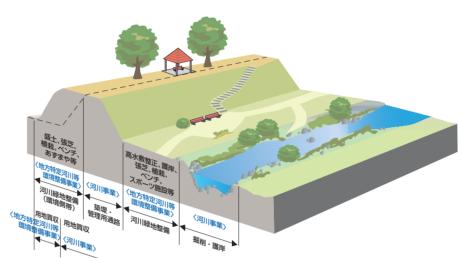
河川管理者と国土交通省で調整

河川法の手続き

実施箇所及び事業内容を国土交通省へ提出

国土交通省調整結果を通知

起債申請等実施



河川管理のIT化

IT(情報技術)





施策概要

災害時及び平常時において、河川等管理施設の常時監視、遠隔操作等、施設管理の高度化・効率化を図るため、光ファイバーネットワークを整備します。また、開かれた河川行政の実現に向けて、情報の公開・提供システムの共有化、関係機関や住民との双方コミュニケーションの構築を推進します。



事 例

河川管理におけるIT活用イメージ

